

第 4 4 号議案

専決処分の承認を求めることについて

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 1 9 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、ふじみ野市国民健康保険税条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 4 9 号）の一部を改正する必要があるため専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険税条例（平成１７年ふじみ野市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第３項ただし書中「２４万円」を「２６万円」に改める。

第２０条第１項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後のふじみ野市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和７年３月３１日

ふじみ野市長 高 畑 博